

2023年10月10日

お客さま各位

足利小山信用金庫

カードローン「きゃっする」における相続発生時の取扱いについてのお知らせ

日頃より足利小山信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、足利小山信用金庫のカードローン「きゃっする」においてご契約者さまが亡くなられた際に、期限利益喪失事由である「相続の開始があったとき」に該当するとして、期限の利益を喪失させて一括返済を請求することを契約の規定に定めておりました。

当金庫ではこの取扱いを見直し、カードローン「きゃっする」において相続の開始があったことのみを理由として、期限の利益を喪失させて一括返済を請求いたしませんのでお知らせいたします。

なお、別の事由（例えば返済遅延等）により、他の期限の利益喪失事由に該当した場合のお取扱いに変更はございません。

